

会費規程

一般社団法人鹿児島県発明協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

種別(正会員)		基準	会費(年額)
法人会員	第1種	資本金10億円以上若しくは従業員1,000人、又はこれに準ずる法人	100,000円
	第2種	資本金1億円以上10億円未満若しくは従業員300人以上1,000人未満、又はこれに準ずる法人	50,000円
	第3種	第1種及び第2種以外の法人	30,000円
個人会員	第1種	相当規模の事業を行っている個人	30,000円
	第2種	第1種以外の個人	10,000円

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、7月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第2条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

(1) 特に多額の会費を納入する団体(法人)正会員に所属する個人正会員について、当該団体(法人)会員から会費の免除申請があった場合

(2) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。